

平成 26 年度 新居浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 26 年度新居浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 974 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,673,245 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

新居浜市長 石川 勝 行

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		1,866,082	△974	1,865,108
	1. 一般会計繰入金	1,866,082	△974	1,865,108
歳入合計		5,674,219	△974	5,673,245

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

第2表 繰越明許費

千円

款	項	事業名	金額
2 建設費	1 建設事業費	管渠等建設事業費	189,000
		単独下水道事業費	281,000